

平成29年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金 採択申請書等の記載例

新規申請用 (1年目と4年目の組織用)

- ①今年度から新規に申請する場合は、この記載例を参考にしてください。
- ②今年度、2年目と3年目を迎える活動組織は、「継続申請用」の記載例を参考にしてください。
- ③今年度、4年目の申請を希望する場合は、この記載例を参考にしてください。
(注) 今年度を1年目とする新たな3年計画を作成して、新規に申請していただきます。
(注) 提出書類⑥の規約は、既存の規約に第15条を追加する改正が必要です。
- ④赤字の部分は、活動組織の実情に応じて記載して下さい。
- ⑤青字は、書き方などを解説したコメントです。

(様式第1号)

平成29年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金採択申請に係るチェックリスト

1 活動組織の連絡先等

活動組織の名称	〇〇の森保全の会
代表者の職名	代表
代表者の氏名	町村 里子
事務所所在地 〔活動計画書の2と一致〕	〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県A市大字B字C1

担当者の連絡先 (機構からの郵便物や各種連絡の宛先になります)	
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県A市大字B字C2
職名	〇〇の森保全の会 副代表
氏名	山川 守男
電話	048-000-0000
携帯	090-999-9999
FAX	048-999-9999
メールアドレス	yamakawa@kouryu.or.jp

2 提出書類

提出書類	チェック欄		
	提出	省略	該当なし
①提出書類チェックリスト (様式第1号)	○	—	—
②採択申請書 (様式第2号)	○	—	—
③活動計画書 (様式第3号)	○	—	—
④計画図 (「9 対象森林の計画図作成及び面積算定について」を参考にしてください)	○	—	—
⑤対象森林の現況が分かる写真 (様式第4号)	○	—	—
⑥活動組織の規約 (様式第5号)	○	—	—
⑦活動組織参加同意書 (様式第5号の別紙)	○	—	—
⑧森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書 (様式第6号) の写し	○		—
⑨対象森林の所有者を証明できる資料 (固定資産税課税明細書等) の写し	○		—
⑩侵入竹除去・竹林整備の活動方針 (地域環境保全タイプで「侵入竹除去、竹林整備」の単価を申請する場合のみ提出) (様式第7号)	○	—	
⑪教育・研修活動タイプ実施計画書 (同タイプを申請する場合のみ提出) (様式第8号)	○	—	
⑫資機材購入内訳書 (資機材を申請する場合のみ提出) (様式第9号)	○	—	
⑬他の補助金・助成金の申請状況 (様式第10号)	○	—	
⑭採択決定前着手届 (様式第11号)	○	—	

※チェック欄は、「提出」または「該当なし」のいずれか1つを選んで○を記載して下さい。

チェック欄に「■」と記載されている項目は、選ぶことが出来ません。

⑧と⑨は変更・追加が無ければ省略可。 ⑩～⑭は、該当する組織のみ提出して下さい。

3 計画図作成及び面積算定の方法

次のア～クのうち、当てはまるものを1つ選び、チェック欄に○をして下さい。

項 目	チェック欄
ア 国土調査が完了している森林で、地籍図と登記面積を用いた。	
イ 現地において実測した。	
ウ 縮尺 5,000 分の 1 以上の地図とプランメータ（面積計）等を用いた。	
エ 森林計画図と森林簿を用いた。	○
オ 地理院地図を用いた。	
カ 国土調査が完了していない森林で、公図と登記面積を用いた。	
キ 分からない	
ク その他 ()	

4 消費税の確定申告

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日を課税期間とする消費税の確定申告について、次のア～カのうち、当てはまるものを1つ選び、チェック欄に○をして下さい。

項 目	チェック欄
ア 免税事業者なので、消費税の確定申告を行わない見込み。	○
イ 簡易課税制度の適用を受けて、消費税の確定申告を行う見込み。	
ウ 補助金等の特定収入の割合が 5 % を超える特定非営利活動法人又は人格のない社団として、消費税の確定申告を行う見込み。	
エ イ又はウ以外の立場で、消費税の確定申告を行う見込み。	
オ 分からない。	
カ その他 ()	

5 交付金の使途

人件費（日当、講師料）と資機材以外に、交付金から支出する予定があれば、その内容を記載して下さい。

内容	単価	数量
ヘルメット	10,000円	3
防護具（ジャケット）	15,000円	3
防護具（ズボン）	20,000円	3

(様式第2号)

組織の印鑑がない場合は、代表者の個人印。
(注)印鑑の作成費は交付金の対象外。

平成29年4月30日

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構理事長 殿

活動組織の名称	〇〇の森保全の会	代保〇 表全〇 ののの 印会森	印
代表者の職名・氏名	代表 町村 里子		

平成29年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知）別紙3の第5の4（1）に基づき、下記のとおり森林・山村多面的機能発揮対策交付金の採択を申請する。

記

1. 活動組織名

〇〇の森保全の会

対象森林の地番を記載。

対象森林が地域森林計画の対象の場合は、林班、準林班、小班、枝番も記載。

2. 協定の対象となる森林の位置

埼玉県A市大字B字C111-1

5林班い準林班、ろ準林班1, 2, 3小班、は準林班1, 2, 3小班、に準林班3, 4小班、4林班ろ準林班1小班

3. 担当者名・電話番号（連絡がとれる担当者及び電話番号を記載）

山川 守男 電話090-999-9999

平成 29 年度の申請額のみを記載して下さい。

4. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

取組メニュー	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の支援額	市町村の支援額	計
活動推進費	112,500 円	初年度のみ	112,500 円	0 円	0 円	112,500 円
地域環境保全タイプ (里山林保全)	120,000 円 /ha	0ha	0 円	0 円	0 円	0 円
地域環境保全タイプ (侵入竹除去・竹林整備)	285,000 円 /ha	1.0ha	285,000 円	0 円	0 円	285,000 円
森林資源利用タイプ	120,000 円 /ha	0ha	0 円	0 円	0 円	0 円
森林機能強化タイプ	800 円 /m	400m	320,000 円	0 円	0 円	320,000 円
教育・研修活動タイプ	38,000 円 /回	2 回	76,000 円	0 円	0 円	76,000 円
小 計			793,500 円	0 円	0 円	793,500 円
資機材・施設の整備	1/2 以内	470,000 円	235,000 円	—	—	235,000 円
資機材・施設の整備 (林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋)	1/3 以内	0 円	0 円	—	—	0 円
計			1,028,500 円	0 円	0 円	1,028,500 円
間伐等 (除伐、枝打ちを含む。) の実施面積		1.0ha				
当該年度に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林を整備する面積		4.0ha				

森林面積等の欄に購入予定額を、交付金額及び計の欄に購入予定額の2分の1以内、又は3分の1以内の額を記載。

(注1) 面積は0.1ha、延長はm単位で記入。教育・研修活動タイプの上限は12回。

(注2) 「当該年度に長期にわたり手入れをしなかったと考えられる森林を整備する面積」は、活動期間内の前年度までに該当する森林の整備を実施した場合は、その森林の面積を除外し、当該年度に新たに森林の整備を実施する面積を記載すること。

(注3) 都道府県の支援額、市町村の支援額及び計については、申請時に都道府県や市町村から予定額を聞いている場合等に記載すること。

5. 事業費 (活動推進費+各タイプ計+資機材・施設の整備 (購入額))

金 1,263,500 円

(注) 上表の黄色の欄の合計額を記載して下さい。

上表の黄色の欄の額を合計した額を記載。

- ・29年度の具体的な活動内容を記載し、大まかな日程を⇄で示して下さい。
- ・交付金の対象となる期間は、採択の日から平成30年2月末日までです。
- ・活動開始日は採択日以降として下さい。具体的には、第1期申請分は8月10日以降（採択決定前着手届を提出する場合は7月10日以降）、第2期申請分は9月10日以降（採択決定前着手届を提出する場合は8月15日以降）として下さい。
- ・採択が予定よりも遅れる場合があります。採択前に活動を開始する場合は、採択決定前着手届をご提出下さい。
- ・活動の終了日は、2月末日までとして下さい。（3月の活動は対象になりません）
- ・記載した活動内容が、募集要領の「4対象活動と交付単価」の「対象となる活動」であることを確認して下さい。

6. 月別スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 活動推進費				⇄									
				対象森林の林況調査、境界への目印設置、面積計測									
2. 実践活動													
A-1 地域環境保全タイプ（里山林保全）													
A-2 地域環境保全タイプ（侵入竹除去、竹林整備）								⇄					
				⇄				⇄					
				チェンソー講習				篠竹の刈払い					
B 森林資源利用タイプ													
C 森林機能強化タイプ								⇄					
								作業道の改修					
D 教育・研修活動タイプ								⇄			⇄		
								親子里山体験学習会 2回					
3. 資機材・施設の整備								⇄					
								チェンソー4台、刈払機4台の購入					

7. 教育・研修活動タイプの講師等（森林環境教育を実施する場合）

講師等の氏名	取得資格等
山川 C男	森林インストラクター
山田 D男	資格なし（略歴別添）

（注）取得資格等を有していない者を講師等とする場合、「様式第8号別添」に、経歴等知識経験が判断できる事項を記載すること。

8. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
チェンソー講習	チェンソーの操作の基本、整備と目立て、チェンソーを使った竹の伐採作業に関する講習	7月
		月

<施行注意>

活動計画書、協定及び活動組織の運営に関する規約等を添付するものとする。

活 動 計 画 書

平成 2 9 年 4 月 3 0 日 策 定

〇〇の森保全の会

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書

1. 組織名

〇〇の森保全の会

2. 所在地

埼玉県A市大字B字C1

3. 地区の概要、取組の背景等

A市B地区の〇〇の森は、ライフスタイルの変容と高齢化等により、利用と整備がなされなくなり、荒廃してきた。このため、地域住民4人と環境保全のNPO法人のメンバー3人が「〇〇の森保全の会」を設立し、森林整備と森林環境教育を実施し、地域住民と都市住民の絆の森とし、地域の活性化を進める。

対象森林の現況は次の通り。

- ①エリア1は、40年生のヒノキの人工林だが、間伐の遅れにより過密化と雑木の侵入が進み、立枯れもみられる。作業道は、雑草木の侵入等により荒廃している。
- ②エリア2は、孟宗竹の竹林で、かつては筍が生産されていたが、長期間の放置により荒廃し、枯れた竹が折り重なって倒れている等、林内への人の立ち入りが困難。
- ③エリア3は、主にクヌギとコナラからなる雑木林で、かつては薪炭林であったが、現在はアズマネザサが侵入して藪と化しており、林内への人の立ち入りが困難な状況。

4. 取組概要

初年度の活動推進費の活動として、林況調査を実施し、整備エリアの境界目印の設置及びGPS機器を用いた整備エリアの計測（年度別・タイプ別の面積と延長）を行い、3年間の詳細な作業計画を作成する。

エリア1は、初年度は「森林機能強化タイプ」で作業道を改修し、エリア内への人の立ち入りができるようにする。2年目以降は「里山林保全」で雑草木の刈払・集積・処理を行う（2年目は雑草の刈払いと雑木の除伐・集積・処理、3年目は劣勢木の間伐・集積・処理）。

エリア2は、3年間とも「侵入竹除去、竹林整備」で整備する。初年度は集積場所と作業道を設置し、折り重なって倒れた竹を除去・集積・処理して、林内に人が入れる状態にする。2年目は、立ち枯れた竹や古い竹を伐採し、集積・処理する。3年目は、春に不要筍の除去、秋から冬にかけて古い竹の伐採・集積・処理を行い、本数を調整する。

エリア3は、初年度は「侵入竹除去、竹林整備」で、アズマネザサの刈払いを行い、林内に人が入れる状態にする。2年目以降は、「森林資源利用タイプ」を実施し、クヌギとコナラを伐採し（萌芽更新）、太い材は薪に加工、細い材はしいたけ原木に加工して植菌する。

親子連れの家族を対象に森林環境教育として「里山林体験学習会」を実施する。当会構成員の森林インストラクター等の指導により、エリア2において竹の伐採と簡単な竹細工の体験、エリア3においてしいたけ植菌体験を行い、里山林整備の意義を学ぶプログラムとする。

5. 構成員の概要

※構成員の居住地（どのような地域から参加しているか）、職種、経歴、所属団体等、構成員の多様性がわかるように記載すること。

〇〇の森保全の会は、主にA市C集落の住民4名と、市内の環境保全のNPO法人のメンバー3名で構成される組織である。本活動組織は地域の住民を核に作られた組織であるため職種は林業、自営業、事務等さまざまである。

6. 地元の自治体、自治会、集落等のニーズに対応するなど地域の活性化への寄与

地元自治会で〇〇の森の荒廃が問題視されており、自治会の中から有志で〇〇の森保全の会を立ち上げて森林整備を行う。〇〇の森は、森林として保全すべき地区としてA市の指定を受けている民有林であるが、財政状況が厳しい中、市による保全管理の支援は見込めない状況にある。こうした状況の中、本交付金を使って当該森林の整備がなされれば、自治会と市から「大変ありがたい」との声をいただいている。

7. 年度別スケジュール ←募集要領1頁「4対象活動と交付単価」の「対象となる活動」を参照。

取組概要	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
1. 活動推進費	対象森林の林況調査、境界への目印設置、面積計測					
2. 実践活動						
A-1 地域環境保全タイプ (里山林保全)		ha	雑草木の刈払い・集積・処理	3.0 ha	雑草木の刈払い・集積・処理	3.0 ha
A-2 地域環境保全タイプ (侵入竹除去、竹林整備)	集積場所と作業道の設置、倒竹の除去・集積・処理 篠竹の刈払い	1.0 ha	枯損竹・古竹の伐採・集積・処理	0.5 ha	不要筍の除去、竹の伐採・集積・処理	0.5 ha
B 森林資源利用タイプ			薪材・しいたけ原木の伐採・加工、しいたけ植菌	0.5 ha	薪材・しいたけ原木の伐採・加工、しいたけ植菌	0.5 ha
C 森林機能強化タイプ	作業道の改修	400 m		m		m
			地域環境保全タイプ(里山林保全)	3.0 ha	地域環境保全タイプ(里山林保全)	3.0 ha
D 教育・研修活動タイプ	親子里山体験学習会(竹、きのこ)	2回	親子里山体験学習会(竹、きのこ)	2回	親子里山体験学習会(竹、きのこ)	2回
2-1. 間伐等(除伐・枝打ちを含む)実施面積		1.0 ha		4.0 ha		4.0 ha
2-2. 活動を始める時点で長期にわたり手入れをされていなかったと考えられる森林を整備する面積		4.0 ha		0 ha		0 ha

人工林だけでなく天然林や竹林についても入れること

施業履歴等を確認する必要はなく、荒廃している等の場所であれば面積を記入すること。このとき、面積はおおよその面積で記載し測量等を行う必要はない。

3. 資機材・施設の整備	チェーンソー4台 刈払機4台	薪割機1台 しいたけ種菌5,000個	しいたけ種菌5,000個
--------------	-------------------	-----------------------	--------------

※1 延長には森林調査・見回りを除く。

※2 2のCの森林機能強化タイプの森林面積については、スケジュールの期間内（3年間）に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプにより森林整備を実施する面積を記載する。

※3 2-2については、2年目以降はその前年度までの活動により該当する森林の整備を実施している場合はその森林の面積を除外し、その年度に新たに該当する森林の整備を実施する面積を記載する。

8. 活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング方法（地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプについて記載）

タイプ名	目 標	モニタリング方法
地域環境保全タイプ (里山林保全) エリア1	人工林をきれいにしたい	相対幹距比
地域環境保全タイプ (侵入竹除去・竹林整備) エリア2	タケノコが利用できる 竹林にしたい	竹の本数調査
地域環境保全タイプ (侵入竹除去・竹林整備) エリア3	見通しの良い森林にしたい	見通し距離 (独自調査) (提案目標)
森林資源利用タイプ エリア3	木質資源を持続的に生産し、 利用したい	幹材積量調査

(注) 目標の設定及びモニタリング方法の記載については、別に定めるガイドラインを参考にすること。

9. 年度別実施する安全講習等の名称及び内容

年 度	講習の名称	講習の内容
平成29年度	チェーンソー講習会	チェーンソーの操作の基本、整備と目立て、チェーンソーを使った竹の伐採作業に関する講習
平成30年度	チェーンソー講習会	同上
平成31年度	チェーンソー講習会	同上

10. 安全のために装備する物品及び傷害保険の名称

活動参加者及び一般参加者にはヘルメットを着用させる。
チェーンソーを操作する者は、防護具を着用させる。
チェーンソーを使用する活動の参加者は、「〇〇保険」に加入する。
教育・研修活動タイプの「親子里山体験学習会」は、指導者、スタッフ、一般参加者とも「レクリエーション保険」に加入する。

11. 4年目以降の活動（森林管理）計画

4年目以降も〇〇の森の保全管理を継続して実施。また、近隣の都市住民からも幅広く維持活動に協力していただける活動も継続し、地域の里山を維持・発展させる予定。

12. 計画図（協定の対象としている区域の図面）

別添のとおり。

(注) 計画図には次の事項も図示すること。

- ・計画期間中の各タイプの活動内容及び森林経営計画の策定の有無。
- ・森林機能強化タイプにおいては、改修等を実施する路網や鳥獣被害防止柵。
- ・取組の実施個所に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林がある場合は、その範囲。

13. その他

(1) 写真

別添「対象森林の現況が分かる写真」(様式第4号)のとおり。

(注) 写真は対象森林の標準的な状態が分かるものを貼付すること。

複数の活動タイプで申請する場合は、それぞれのタイプごとに1か所以上の写真を貼付すること(活動推進費と教育・研修活動タイプを除く)。

森林機能強化タイプを使って、対象森林に到達するために必要となる歩道や作業道等を整備する場合は、その現況が分かる写真を貼付すること。

取組の実施個所に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林があること場合は、その写真を貼付すること。

(2) 収入

会費、林産物収入など森林・山村多面的機能発揮対策交付金以外の収入を記載すること。

構成員の会費及び親子里山体験学習会の参加費。
4年目以降は、シイタケ・タケノコ等の販売収入も充てる考え。

(3) 委託

取組の一部を委託する場合は、次を記載すること。

活動計画における取組についての委託	
・委託機関名	〇〇森林組合
・連絡先(電話番号等)	090-999-9999
・委託時期	平成31年1月頃
・委託内容	(委託する区域の林小班、委託業務の内容(面積、作業の内容)等) 5林班は準林班2の急傾斜地における間伐作業
・委託金額	金150,000円

計画図

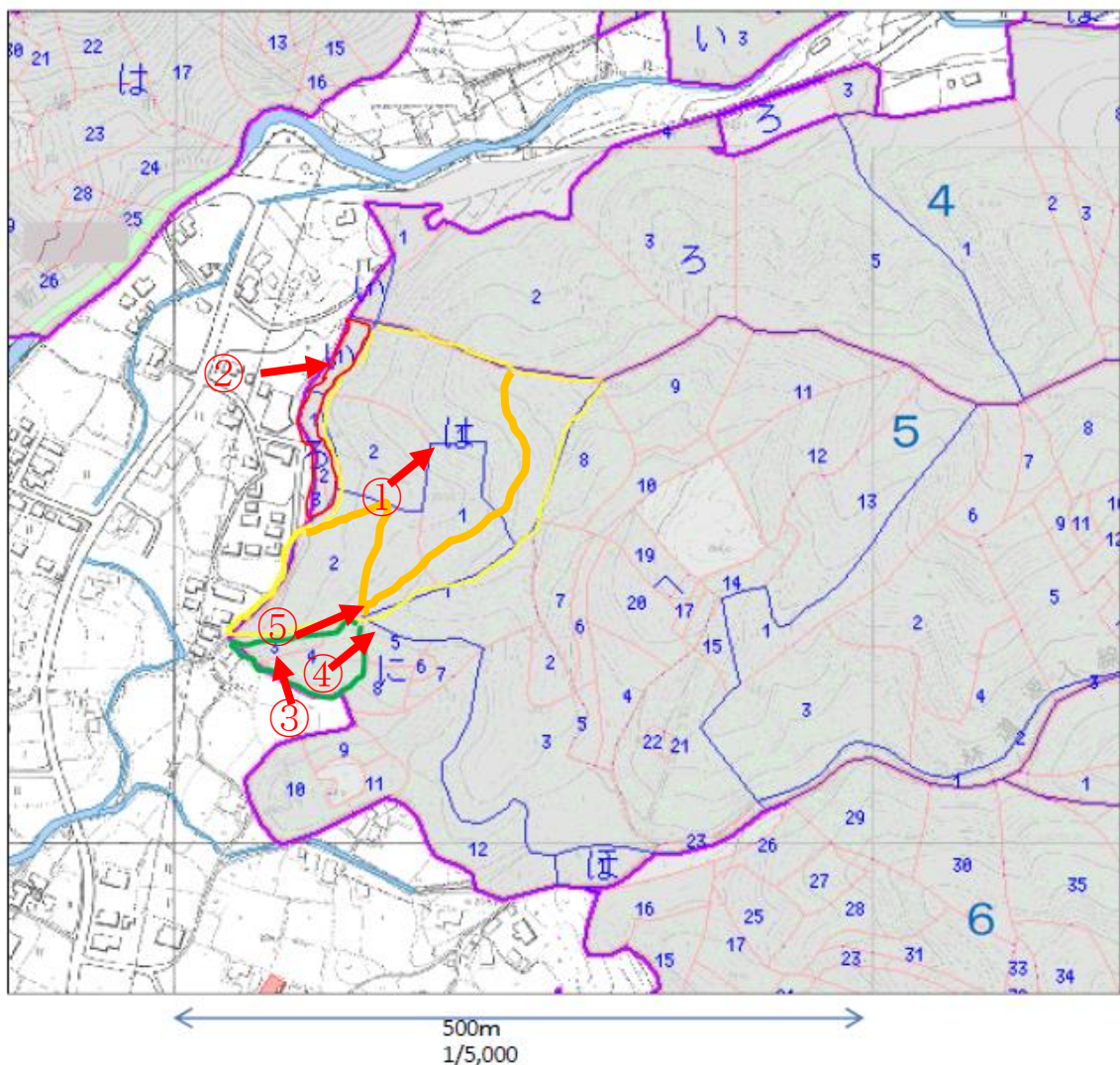
組織名 ○○の森保全の会

対象森林の所在地 ○○県○○市○○

- ・年度別・タイプ別の活動範囲が分かるように作成して下さい。
- ・長期にわたり手入れがされていなかったと考えられるエリアがあれば記載して下さい。




計画図は森林計画図を用いて作成。
面積は森林簿のデータを根拠に算出。

エリア	林班または地番	面積・延長	実施する活動タイプ			長期にわたり手入れがされていなかったと考えられる里山林
			29年度	30年度	31年度	
エリア1	5林班は準林班 1・2小班	3.0ha		里山林 保全	里山林 保全	○
エリア2	5林班い準林班、 ろ準林班1・2・ 3小班	0.5ha	竹林整備	竹林整備	竹林整備	○
エリア3	5林班に準林班 3・4小班	0.5ha	侵入竹 除去	森林資源利 用	森林資源利 用	○
作業道	5林班に準林班 3・4小班	450m	森林機能 強化			○



(様式第4号)

対象森林の現況が分かる写真

写真番号	エリア1	写真番号	エリア2
①		②	
			
写真番号	エリア3	写真番号	エリア3
③		④	
			
写真番号	エリア1内の作業道の現況	写真番号	
⑤		⑥	
			

(注) 実施する活動のタイプごとに写真を貼付して下さい。実施箇所が複数ある場合や、林内の状況が場所によって著しく異なる場合は、それぞれの場所ごとに写真を貼付して下さい（林地の状況が類似している場合は、標準的な場所だけで結構です）。

- ①新規に組織を設立して申請する場合は、この様式を参考に規約を制定してください。赤字の箇所を、組織の実情に応じて修正して下さい。
- ②既存の団体で申請する場合は、既存の定款、会則又は規約等と、構成員等の名簿を添付してください。また、既存の定款等と様式第5号を比較して、足りない条項を別途細則等として定めて添付して下さい。

(様式第5号)

〇〇の森保全の会活動組織規約~~-(例)-~~

提出書類⑥

平成29年4月30日制定

(例)を削除して下さい。

- ③4年目の組織は、第15条の条文を追加して下さい。「継続申請用」の15～18頁を参照願います。

第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、〇〇の森保全の会（以下「活動組織」という。）という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を埼玉県A市大字B字C1に置く。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による地域共同による森林・山村の多面的機能の発揮のための活動を通じ、地域の活性化を図ることを目的とする。

第2章 構成員

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

なお、活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議し、備考欄に構成員の所属等を記載するよう努める。

第3章 役員

組織の実情に合わせて人数を定めて下さい。

(役員の数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表1名、書記1名、会計1名、監査役1名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

組織の実情に合わせて定めて下さい。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第1号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 活動に関する活動計画の設定又は変更、収支決算、実績報告及び実施に関すること。
- 二 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 三 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければ

ならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはほかの会計と区分して経理する。

- 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- 二 その他の収入

組織の実情に合わせて金額を定めて下さい。

(会費)

第15条 前条第二号に掲げる収入として、会員から年1万円の会費を徴収するものとする。

(事務経費支弁の方法等)

第16条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第17条 活動計画は、会計区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第18条 資金の支出者は代表とする。

4年目の組織は、第15条を追加して、以降の条文の番号を1つずつ繰り上げて下さい。

(資金の流用)

第19条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第20条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の出納)

第21条 金銭を出納したときは、領収証を発行しなければならない。

- 2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 22 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(物品の管理)

第 23 条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

組織の実情に合わせて定めて下さい。

(決算及び監査)

第 24 条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の 14 日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後 30 日以内に総会の承認を受けなければならない。

第 6 章 活動組織規約の変更

(規約の変更)

第 25 条 この規約を変更した場合は、地域協議会長に報告をしなければならない。

第 7 章 雑則

(細則)

第 26 条 森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 59 号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 60 号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

4 年目の組織は、改正前の規約の施行日を記載して下さい。

附 則

1 この規約は、平成 29 年 4 月 30 日から施行する。

2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第 16 条中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。

1 年目の組織は、この附則を削除して下さい。

附 則

1 この規約の改正は、平成 29 年 4 月 30 日から施行する。

4 年目の組織は、規約の改正の施行日を記載して下さい。

(別紙)

平成29年4月30日

〇〇の森保全の会参加同意書

以下3.の構成員は、〇〇の森保全の会（以下「活動組織」という。）へ参加するとともに、活動組織の代表及び役員を下記1. 2.のとおり定めます。

（注）備考欄に構成員の所属等を記載して下さい。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考
代表	町村 里子	埼玉県A市大字B字C 1	

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考
副代表	山川 守男	埼玉県A市大字B字C 2	
書記	山田 利夫	埼玉県A市大字B字C 3	
会計	町村 A子	埼玉県A市大字B字C 4	
監査役	町村 B子	埼玉県A市大字B字C 5	

3. 構成員

(1) 個人

備考欄には所属等を記載して下さい。

役職名	氏名	住所	備考
代表	町村 里子	埼玉県A市大字B字C 1	C集落の住民
副代表	山川 守男	埼玉県A市大字B字C 2	C集落の住民
書記	山田 利夫	埼玉県A市D町1丁目1	NPO法人
会計	町村 A子	埼玉県A市D町1丁目2	NPO法人
監査役	町村 B子	埼玉県A市大字B字C 3	C集落の住民
会員	山川 C男	埼玉県A市大字B字C 4	C集落の住民
会員	山田 D男	埼玉県A市D町1丁目3	NPO法人

(2) 団体

氏名	住所	団体名

注：団体においては、活動組織の構成員となる者は代表者とし、構成員名簿を添付すること。

・赤字の箇所を、組織の実情に応じて修正して下さい。

(様式第6号)

(例)を削除して下さい。

提出書類⑧

森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書~~-(例)-~~

森林・山村多面的機能発揮対策交付金実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知）に基づき、〇〇の森保全の会（以下「活動組織」という。）と森林所有者は、下記のとおり協定を締結する。

平成34年3月31日以降の日付として下さい。

※モニタリングを最大5年間、実施していただく可能性があるため。

(目的)

第1条 この協定は、地域の森林・山村の多面的機能の発揮のための活動（以下「活動」という。）が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

(協定期間)

第2条 地域共同による活動の協定期間は、協定締結の日から平成〇年〇月〇日までとする。

(協定の対象となる森林)

第3条 協定の対象となる森林は、次の森林とする。

所在地 埼玉県A市大字B字C111-1

面積 4.0ha

計画図 別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の10に定めるとおりとする。

(活動計画)

第4条 活動組織が行う活動は、別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の7及び8に定めるとおりとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、活動組織と森林所有者が協議をして定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、活動組織と森林所有者は、本書を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成29年4月30日

埼玉県A市大字B字C1

〇〇の森保全の会代表の印
代表 町村 里子

〇〇の森保全の会代表の印

森林所有者

埼玉県A市大字B字C〇
A川 A男 印

埼玉県A市大字B字C〇
B川 B子 印

埼玉県A市大字B字C〇
C川 C子 印

・欄が足りない場合は適宜、行を追加して下さい。

平成 29 年度 課税資産明細書 (印) 8026

納税義務者氏名		通知書番号				(1 / 2)		
物件の所在地 大字・字	所在地番 家屋番号	種類 現況地目	構造 建築年	評価額 現況床面積又は地積	固定課税標準額 都市課税標準額	前年固定課税標準額 前年都市課税標準額	固定相当額 都市相当額	固定・減免・軽減特 税額等減
土地								
✓	1766-1	山林		3959	3959	3959	55	0
				16200	3959	3959	7	0
✓	1767-1	山林		86468	86468	86468	1210	0
				353800	86468	86468	172	0
✓	1767-3	山林		38615	38615	38615	540	0
				158000	38615	38615	77	0
✓	1767-4	山林		51348	51348	51348	718	0
				210100	51348	51348	102	0
✓	1770	山林		17645	17645	17645	247	0
				72200	17645	17645	35	0
	1770	宅地		1199655	199942	202990	2799	0
				15900	399885	405980	799	0
✓	1770	山林		17792	17792	17792	249	0
				72800	17792	17792	35	0
✓	1771-2	山林		12268	12268	12268	171	0
				50200	12268	12268	24	0

(単位：円)

記載例は、個人情報保護の観点から「ボカシ」が入っていますが、実際に提出する書類には「ボカシ」を入れたり、黒塗り等はしないで下さい。

対象森林以外の土地については、ボカシや黒塗りをしていただいても結構です。

(様式第7号)

平成29年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金
 侵入竹除去・竹林整備の活動方針

活動組織の名称	〇〇の森保全の会
整備エリアの 現況 (1年目の活動 開始前)	<p>エリア2は、孟宗竹の竹林で、かつては筍が生産されていたが、長期間の放置により荒廃し、枯れた竹が折り重なって倒れている等、林内への人の立ち入りが困難な状況。</p> <p>エリア3は、主にクヌギとコナラからなる雑木林で、かつては薪炭林であったが、現在はアズマネザサが侵入して藪と化しており、林内への人の立ち入りが困難な状況。</p>
平成28年度 までの 整備内容	未着手。
平成29年度の 整備内容	<p>エリア2は、3年間とも「侵入竹除去、竹林整備」で整備する。1年目は集積場所と作業道を設置し、折り重なって倒れた竹を除去・集積・処理して、林内に人が入れる状態にする。</p> <p>なお、2年目は、立ち枯れた竹や古い竹を伐採し、集積・処理する。3年目は、春に不要筍の除去、秋から冬にかけて古い竹の伐採・集積・処理を行い、本数を調整する。</p> <p>エリア3は、1年目は「侵入竹除去、竹林整備」で、アズマネザサの藪を刈払い、林内に人が入れる状態にする。</p> <p>なお、2年目以降は、「森林資源利用タイプ」を実施し、クヌギとコナラを伐採し(萌芽更新)、太い材は薪に加工、細い材はしいたけ原木に加工して植菌する。</p>
平成29年度において28.5万円の単価を必要とする理由	<p>エリア2は、傾斜地に枯れた竹が折り重なるように倒れており、これらを除去する際、他の竹に引っかかってしまい、容易に引き出すことが出来ず、作業に時間を要する。</p> <p>エリア3は、3メートルほどの高さのアズマネザサが高密度に繁茂しており、刈払い機をZの字を書くように操作して刈払いするので、通常の3倍の作業を要するものと思われる。</p>

(別添)

教育・研修活動タイプの指導者の略歴

氏名	山田 D男
所属・職名	NPO法人〇 事務局長
実施しようとする教育・研修活動に関する指導者としての経験・実績	<ul style="list-style-type: none">・平成〇年～現在 〇〇市主催「里山ボランティア活動」のボランティアリーダー（年間〇回）・平成〇年～現在 〇〇市主催「里山ボランティア講習会」講師（年間〇回）

(注) 森林環境教育等の指導者として相応しい資格をもつ人物を指導者として森林環境教育を実施する場合は、その資格の名称を記載することにより、略歴の添付を省略することができます。

(様式第9号)

資機材購入内訳書

活動組織の名称	〇〇の森保全の会
---------	----------

1 購入資機材一覧

番号	資機材の名称	規格等	単価	数量	購入金額(税込) (注2、注3)			購入理由(注4)	備考(注3)
					平成29年度	平成30年度	平成31年度		
1	チェーンソー	S社 AA00AA	60,000	2台	120,000			雑木・劣勢木等の伐採処理、しいたけ原木の加工に使用。	
2	チェーンソー(竹用)	S社 BB00AA	75,000	2台	150,000			竹の伐採・処理に使用。	
3	刈払い機	K社 ABCD11	50,000	4台	200,000			雑草の刈払いに使用。	
4	薪割機(油圧エンジン式)	M社 EE07EE	220,000	1台		220,000		薪の加工に使用。	
5	しいたけ種菌	N社しい たけ〇号	1,500/ 500個	10,000 個		15,000	15,000	しいたけの植菌に使用。	
合計金額(税込)					470,000	235,000	15,000		

- (注1) 活動計画書に記載した3年間の購入予定の資機材を全て記載して下さい。欄が足りない場合は、適宜行を挿入して下さい。
- (注2) 予め複数の者から見積書を求め、最も安い見積額を記載するとともに、その見積書とパンフレット(仕様が分かる資料)の写しを添付して下さい。(ネット通販で購入する場合は、通販サイトのページを印刷して添付して下さい。)
- (注3) 活動組織が消費税の課税事業者であって、購入資機材について消費税の確定申告を行う場合は、購入金額には消費税を含まない額を記載するとともに、備考欄に「消費税を含まない」と記載して下さい。
- (注4) 交付金の対象になる資機材は、交付金の活動に必要な資機材だけです。当該資機材が交付金の活動に必要なことが分かるよう、その理由を記載して下さい。

2 資機材等購入にあたっての確認事項(当てはまるものに○を記入して下さい。)

確認項目	回答欄
①その資機材は、「交付金の使途」に該当していますか。⇒不明な場合は機構までお問い合わせください。	はい・いいえ
②その資機材は、「交付金の活動」の実施に不可欠ですか。	はい・いいえ
③その資機材の規格や数量等は、活動組織の規模及び作業内容等に対して妥当ですか。	はい・いいえ
④その資機材は、交付金事業終了後も継続的に必要となりますか。	はい・いいえ
⑤レンタルと比較して、購入した方が安上がりですか。	はい・いいえ
⑥採択された場合でも、実績報告において証拠書類等がない場合は対象経費とならないことを承知していますか。	はい・いいえ
⑦その資機材は、初年度に購入する予定ですか。	はい・いいえ

3 2の⑦で「いいえ」と回答した方は、資機材を初年度に購入しない理由を記載して下さい。

(注) 事業効果を勘案し、資機材は原則として初年度に購入することとしています。

資機材の名称	購入予定年度	初年度に購入しない理由
薪割機（油圧エンジン式）	平成 30 年度	2 年目以降の活動に必要な資機材のため。
しいたけ種菌	平成 30～ 31 年度	同上

4 購入とレンタルの比較結果 ※「レンタル料>購入額の2分の1」となる場合は購入可能です。

資機材の内容	レンタル料の場合			購入の場合		比較の結果 (A>C)	備考
	レンタル料の 単価	3年間の 稼働予定日数	3年間のレン タル料 (A)	購入単価 (B)	うち交付金の額 (C=B÷2)		
チェーンソー	4,200 円	20	84,000	60,000	30,000	○	
チェーンソー（竹用）	4,200 円	20	84,000	75,000	37,500	○	
刈払い機	4,700 円	20	94,000	50,000	25,000	○	
薪割機（油圧エンジン式）	12,000 円	20	240,000	450,000	225,000	○	
しいたけ種菌	—	—	—	1,500/500 個	750	—	レンタル無し

(注) この様式は、レンタルと購入を比較する場合の参考様式です。リースの場合や、レンタルであってもこの様式に拠りがたい場合は、任意の様式で比較結果を明らかにしてください。

(注) レンタル料の単価は、次表の単価を用いて下さい。備考欄に1泊2日と記載があるものを連続する2日間で使用する場合は、当該2日分の使用を1回として計算して下さい。2泊3日と記載があるものを、連続する3日間のうち2日又は3日使用する場合は、当該2日分又は3日分の使用を1回として計算して下さい。これ以外の単価を用いて計算する場合は、単価の根拠が分かる資料を添付して下さい。

資機材の内容	賃借料の単価	備考
刈払い機	4,700 円	1泊2日の単価。
チェーンソー	4,200 円	1泊2日の単価。
薪割機	12,000 円	購入価格が50万円、27t程度のもの。1日の単価。
携帯型GPS機器	5,980 円	購入価格が10万円程度のもの。1泊2日の単価。
電動ドリル	1,480 円	購入価格が2万円程度のもの。1泊2日の単価。
チルホール(750kg)	5,550 円	2泊3日の単価。

他の補助金・助成金の申請状況

活動組織の名称	〇〇の森保全の会
---------	----------

平成29年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金（以下「本交付金」という。）の採択申請の内容と重複して、他の補助金・助成金等（以下「補助金等」という。）を申請している場合は、その状況を下表に記載して下さい。

※他の補助金等の審査結果が判明したら、速やかにまちむら機構へご連絡下さい。

※該当する補助金等が複数ある場合は、表をコピーして記載して下さい。

補助金等の申請先	〇〇財団
補助金等の名称	〇〇基金助成金
補助金等の申請額	埼玉県A市大字B字C111-1
補助金等の申請内容	500,000円
申請・採択の状況 (該当する項目を ☑)	<input type="checkbox"/> 申請予定 <input checked="" type="checkbox"/> 申請済かつ結果待ち（結果が判明する時期：H29年6月頃） <input type="checkbox"/> その他（具体的に： ）
他の補助金等の採択 を受けた場合意向	<input type="checkbox"/> 本交付金の交付を辞退する <input checked="" type="checkbox"/> 他の補助金等の交付を辞退する <input type="checkbox"/> その他（具体的に： ）

(様式第 11 号)

平成 29 年 4 月 30 日

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構理事長 殿

活動組織の名称	〇〇の森保全の会	代保〇 表全〇
代表者の職名・氏名	代表 町村 里子 印	ののの 印会森

平成 29 年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金採択決定前着手届

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領の別紙 3 の第 5 の 7 の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. 事業費

1, 263, 500 円

2. 活動組織名

〇〇の森保全の会

3. 着手予定年月日

平成 29 年 7 月 20 日

※第 1 期申請は 7 月 10 日以降、第 2 期申請は 8 月 15 日以降として下さい。

4. 採択決定前の着手を必要とする理由

秋から始める里山林整備に向けて、チェーンソー講習会と林況調査を 7 月から実施する必要があるため。

(別記条件)

1. 採択決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合はこれらの損失は採択決定前着手届を提出した活動組織が負担すること。
2. 採択決定を受けた交付金額が採択申請額又は採択申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
3. 当該施策については、着工から採択決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。